

資料 1

都城市上下水道事業経営審議会資料

# 都城市の上下水道事業について



昭和33年4月刊行(水道を開始してから2年後)

令和 8 年 7 月 3 日  
都城市上下水道局



## 1 事業概要について

- 1) 上下水道事業の沿革
- 2) 上下水道の仕組み
- 3) 上下水道事業の概要

## 2 企業会計について

- 1) 地方公営企業法
- 2) 公営企業の予算
- 3) 独立採算の原則

## 3 施設の耐震化について

- 1) 上下水道施設の耐震化状況
- 2) 上下水道施設等の更新計画

## 4 経営の状況について

- 1) これまでの経営状況

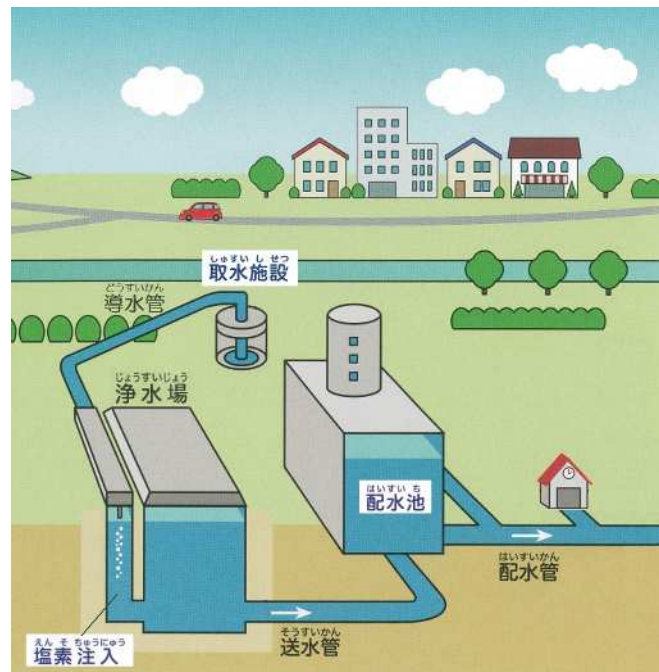
# 1 事業概要について

## 1) 上下水道事業の沿革

| 年 代     | 内 容                                           |
|---------|-----------------------------------------------|
| 昭和31年4月 | 都城市水道事業 営業開始（給水戸数122戸からスタート）                  |
| 昭和34年度末 | 【水道】創設事業完了（給水戸数3,192戸、給水人口14,653人）            |
| 昭和47年8月 | 都城市公共下水道事業 供用開始（中央終末処理場）                      |
| 昭和59年度末 | 【水道】3回の拡張事業を行い、西岳地区を除く市内ほぼ全域に整備（給水人口115,660人） |
| 平成8年4月  | 【下水道】都城浄化センター（清流館）処理開始                        |
| 平成15年度  | 【下水道】山之口、高城(H15.3)、山田(H15.3)、高崎浄化センター処理開始     |
| 平成16年   | 【水道】国営開拓事業のための民営飲雑用水を御池簡易水道として公営化             |
| 平成18年1月 | 1市4町合併（都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町）                  |
| 平成29年4月 | 下水道事業(公共、農集)について、地方公営企業法の全部を適用した企業会計へ移行       |
| 平成31年4月 | 簡易水道事業について、地方公営企業法の全部を適用した企業会計へ移行             |
| 令和8年4月  | 水道事業は70年、下水道事業は53年経過                          |

# 1 事業概要について

## 2) 上下水道の仕組み



きれいな水源とおいしい水

本市の水道水の  
99%は地下水を水源



持続可能な水環境の創造

汚水をきれいに  
処理し川へ放流

# 1 事業概要について

## 3) 上下水道事業の概要

### 給水区域



### 水道事業 1

給水人口5,001人以上

### 簡易水道事業(公営) 14

給水人口5,000人以下

### 飲料水供給施設(公営) 3

給水人口50人以上100人以下

令和8年3月31日時点

|                                     | 行政区域<br>内人口                           | 給水人口<br>(普及率)       | 平均<br>配水量                   | 井戸                   | 浄水施設 | 配水池  | 管路延長    |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------|------|------|---------|
| 水道事業                                | 162,094人<br>※曾於市への<br>給水人口<br>540人を含む | 150,089人<br>(92.6%) | 48,649<br>m <sup>3</sup> /日 | 59本                  | 10箇所 | 21箇所 | 1,661km |
| 簡易水道事業<br>(御池地区を除く簡易<br>水道と飲料水供給施設) |                                       | 6,561人<br>(4.0%)    | 2,926<br>m <sup>3</sup> /日  | 12本<br>5箇所<br>(井戸以外) | 11箇所 | 16箇所 | 201km   |
| 御池簡易水道事業                            |                                       | 98人<br>(0.1%)       | 1,181<br>m <sup>3</sup> /日  | 2本                   | 1箇所  | 7箇所  | 34km    |



幸せ上々、みやこのじょう  
（上々の上は二横、二つてあるのが新と城）

# 1 事業概要について

## 3) 上下水道事業の概要

### 水道事業 浄水場系



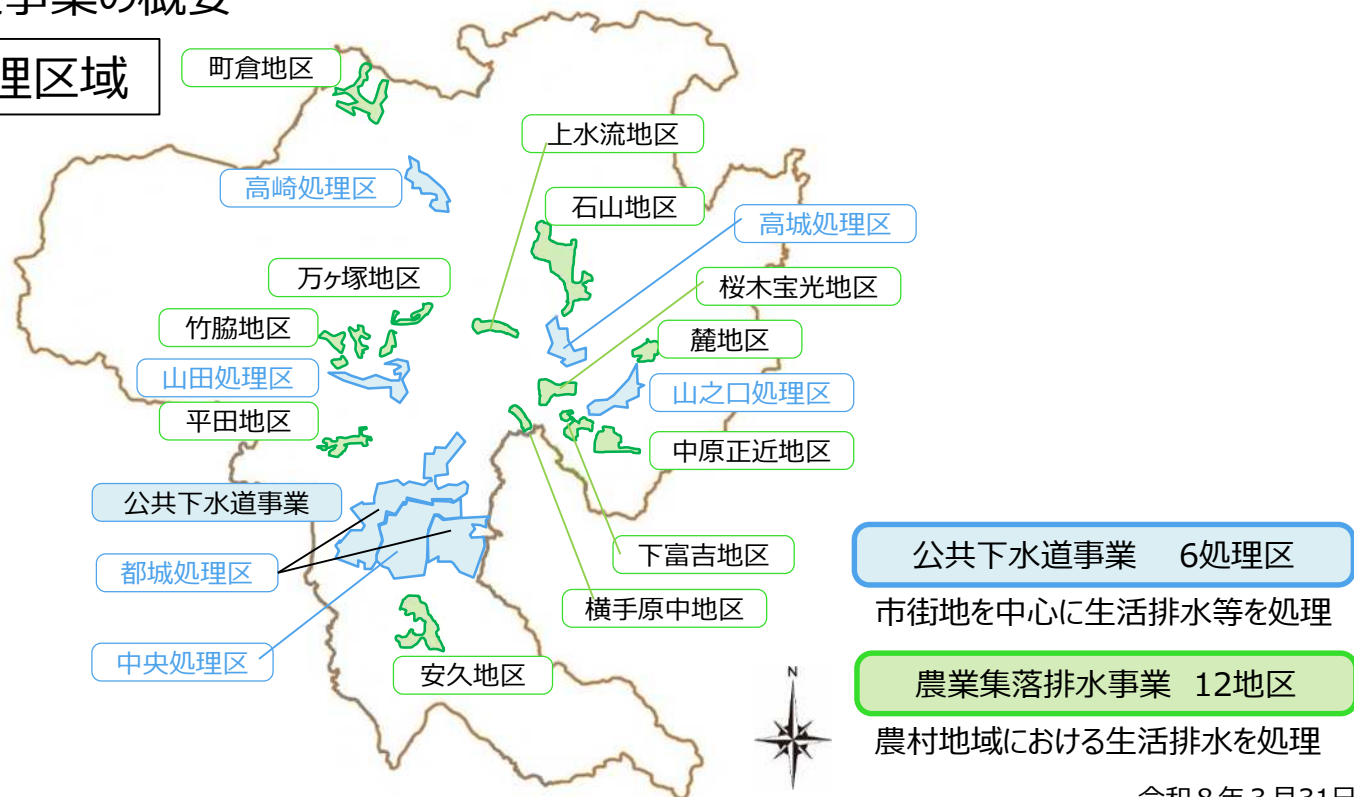
令和8年3月31日時点

|      | 給水戸数    |
|------|---------|
| 菅蒲原系 | 10,300戸 |
| 川東系  | 21,900戸 |
| 一万城系 | 30,300戸 |
| 中郷系  | 3,700戸  |
| 大浦系  | 1,100戸  |
| 石原系  | 40戸     |
| 高城系  | 4,400戸  |
| 山田系  | 3,000戸  |
| 高崎系  | 3,800戸  |
| 笛水系  | 160戸    |

# 1 事業概要について

## 3) 上下水道事業の概要

### 下水道 処理区域



令和8年3月31日時点

|          | 処理区域内人口 | 水洗化人口<br>(水洗化率)    | 処理場  | ポンプ場 | 管路延長  |
|----------|---------|--------------------|------|------|-------|
| 公共下水道事業  | 71,928人 | 60,340人<br>(83.9%) | 6 箇所 | 2 箇所 | 562km |
| 農業集落排水事業 | 11,230人 | 8,869人<br>(79.0%)  | 12箇所 | 0箇所  | 151km |

# 1 事業概要について

## 3) 上下水道事業の概要

### 下水道 雨水処理





## 2 企業会計について

### 1) 地方公営企業法

上下水道事業は**地方公営企業法**によって経営。

#### ◆適用範囲（第二条）

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する  
一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

#### 地方財政法施行令 第四十六条（公営企業）

地方財政法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする

六 簡易水道事業

十三 公共下水道事業

農業集落排水事業（**公営企業決算統計対象事業**）

#### ◆経営の基本原則（第三条）

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない

#### ◆独立採算（第十七条の二）

その経費は、当該企業の経営に伴う収入(**水道料金や下水道使用料収入**)を充てなければならない

#### ◆料金（第二十一条）

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならない

## 2 企業会計について

### 2) 企業会計の予算

公営企業である上下水道事業は2つの予算を編成。

- ①収益的収支予算：水道水をお届けするため、汚水等処理するための収支
- ②資本的収支予算：施設を作るための収支

**収益的収支で純利益を生み出し、資本的収支の不足額に充当**

これにより、収益的収支と、資本的収支が連結され、潤滑的な企業運営を行う

#### 公営企業予算

##### ■ ①収益的収支

収益的収入 水道料金収入等

収益的支出 給水にかかった支出

減価償却費

純損益

補填財源

純利益や減価償却費  
等を財源として使用

##### ■ ②資本的収支

資本的収入 企業債などの収入

不足分

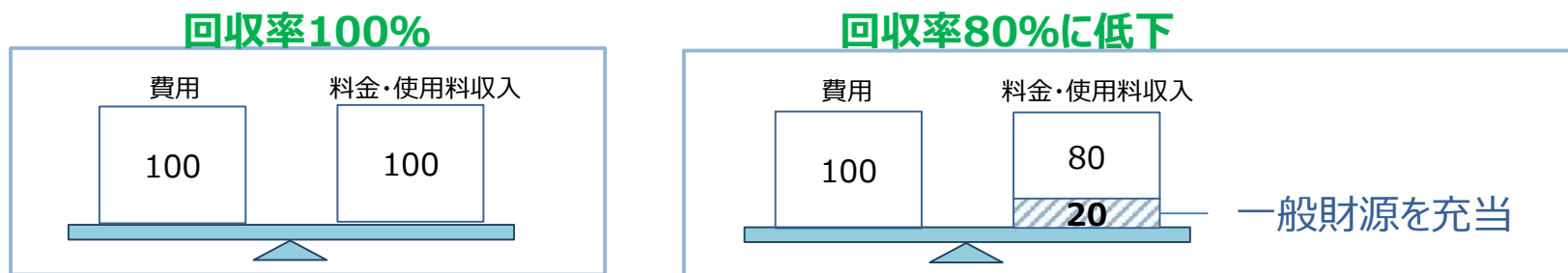
資本的支出 施設整備の支出 借り入れたお金の返済等

## 2 企業会計について

### 3) 独立採算の原則 (地方公営企業法第17条の2第2項)

公営企業である上下水道事業は、**独立採算が原則**。

- 独立採算とは、「**給水・汚水処理費用**を**料金・使用料収入**で**賄う**」ということ
- 整備や営業に要する費用を料金・使用料収入で賄えているかが大切なポイント  
(賄われているかを示す指標：水道事業は料金回収率、下水道事業は経費回収率)



※料金・使用料収入の不足を補うために一般財源を充当すると、回収率が低下する

### ◆回収率の推移

※令和7年度は速報値

|                | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 水道事業<br>料金回収率  | 106.6% | 105.4% | 99.3% | 93.3% | 93.1% |
| 下水道事業<br>経費回収率 | 97.9%  | 98.7%  | 97.3% | 95.7% | 95.1% |

- 施設の耐震化や老朽施設の更新の推進、昨今の労務単価や資材価格の高騰により  
**水道水供給・汚水を処理するための費用が増加 ⇒ 回収率が減少**

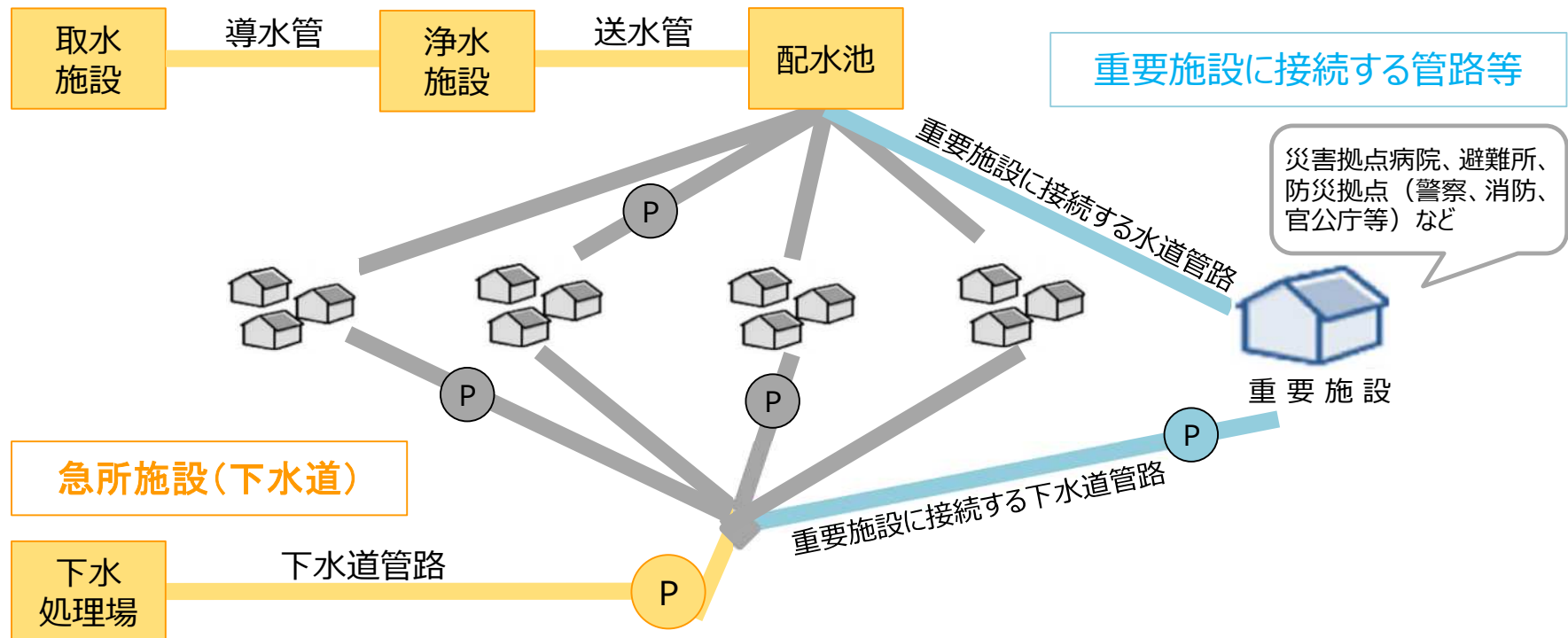
### 3 施設の耐震化について

#### 1) 上下水道施設の耐震化状況

国は、能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの**急所施設**や避難所などの**重要施設**に**接続する上下水道管路等**の耐震化状況について、点検を実施。

※ 急所施設：その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

##### 急所施設(水道)



国は、「上下水道耐震化計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進する」としている。

### 3 施設の耐震化について

#### 1) 上下水道施設の耐震化状況

##### ◆本市の耐震化率の状況（令和6年度末）

| 施 設           |         | 全国平均 | 県平均 | 本市  | 耐震施設（総施設）    |
|---------------|---------|------|-----|-----|--------------|
| 急所施設          | 取水施設    | 52%  | 10% | —   | —            |
|               | 導水管     | 35%  | 20% | 34% | 16km（47km）   |
|               | 浄水施設    | 47%  | 24% | 8%  | 1箇所（10箇所）    |
|               | 送水管     | 49%  | 39% | 60% | 27km（45km）   |
|               | 配水池     | 68%  | 50% | 8%  | 4箇所（23箇所）    |
|               | 下水道ポンプ場 | 53%  | 20% | 0%  | 0箇所（1箇所）     |
|               | 下水管路    | 71%  | 60% | 17% | 24m（138m）    |
|               | 下水処理場   | 50%  | 71% | 67% | 4箇所（6箇所）     |
| 重要施設に<br>接続する | 水道管路    | 47%  | 46% | 39% | 16km（42km）   |
|               | 下水道ポンプ場 | 45%  | 28% | 0%  | 0箇所（1箇所）     |
|               | 下水道管路   | 53%  | 71% | 60% | 34km（57km）   |
| 水道 基幹管路       |         | 45%  | 30% | 37% | 104km（281km） |

※取水施設：今後耐震性能評価を実施、浄水施設・配水池：能力で耐震化率を算出、基幹管路：導水、送水、配水本管

### 3 施設の耐震化について

#### 2) 上下水道施設の更新計画（水道事業）

上下水道耐震化計画を令和7年に策定。

急所施設等の耐震化を概ね40年間で完了することを目指す。

| 施 設           |          | 耐震化方針              | 完了までの期間 |
|---------------|----------|--------------------|---------|
| 急所施設          | 浄水場・配水池等 | 老朽度や更新時期を迎える施設から実施 | 概ね40年   |
|               | 導水管・送水管  |                    |         |
| 重要施設に接続する水道管路 |          | 残耐用年数や対策費用等を総合的に判断 | 概ね40年   |

#### ● 水道事業における更新計画

再構築計画（水道ビジョン）の中で長期的な更新計画を定めている。

今後40年で約900億円の事業費を見込んでいる。

#### ◆ 今後40年の中長期事業計画（案）

|      | R8                    | R10 | R15                                              | R20        | R25 | R26～R47                                          |  |
|------|-----------------------|-----|--------------------------------------------------|------------|-----|--------------------------------------------------|--|
| 事業内容 | 川東浄水場の更新<br>母智丘配水池の改修 |     | 葦蒲原浄水場の更新<br>大浦・中郷浄水場の更新<br>高城浄水場の更新<br>赤星水管橋の更新 | 耐震化率 31%UP |     | 志和池配水池の更新<br>大牟田配水池の更新<br>南横市配水池の整備<br>一万城浄水場の更新 |  |
|      | 整備費用:約 1 億円/km        |     |                                                  | 管路整備、老朽管更新 |     |                                                  |  |
|      |                       |     |                                                  |            |     |                                                  |  |
|      |                       |     |                                                  |            |     |                                                  |  |
|      |                       |     |                                                  |            |     |                                                  |  |



### 3 施設の耐震化について

#### 2) 上下水道施設の更新計画（公共下水道事業）

上下水道耐震化計画を令和7年に策定。

下水処理場等の耐震化を概ね35年間で、重要な管路の耐震化を概ね20年で完了することを目指す。

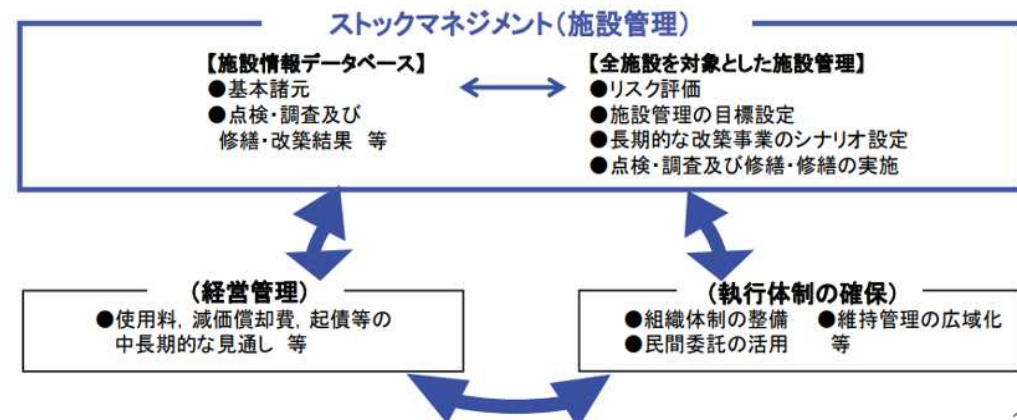
| 施 設            |       | 耐震化方針                              | 完了までの期間 |
|----------------|-------|------------------------------------|---------|
| 急所施設           | 下水処理場 | 改築更新時に合わせて耐震化を図る                   | 概ね35年   |
|                | 下水道管路 | 耐震診断を実施、老朽度や対策費用等を総合的に勘案した上で耐震化を図る | 概ね20年   |
| 重要施設に接続する下水道管路 |       |                                    |         |

#### ● 下水道事業における更新計画

**下水道ストックマネジメント計画**（100年先を見据えた超長期のシミュレーションを行い、今ある施設を限られた予算で長持ちさせるための5年周期のメンテナンス計画）**に基づき、投資の平準化及び事業の効率化を図りながら計画的に実施。**

【ストックマネジメントのポイント】

- 壊れてから直す → 壊れる前に直す
- 壊れた際の影響が大きい場所から優先的に直す
- 年度ごとにバラつきが無いよう、コストを平準化する



出典：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(2015)



## 4 経営の見通しについて

### 1) これまでの経営状況（水道事業及び簡易水道事業）

将来世代へ負担を残さないように安定的に経営。

耐震化等の推進、昨今の労務単価や資材価格高騰等の影響により、経営悪化を見込。

#### ◆水道事業純損益・内部留保残高の推移

|        | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 純損益    | 2.0億円  | 0.7億円  | 1.9億円  | 1.6億円  | 0.3億円  | △0.7億円 |
| 内部留保残高 | 28.4億円 | 34.6億円 | 34.8億円 | 36.3億円 | 36.9億円 | 37.0億円 |

### ●水道料金の改定

水道事業の「今後の経営見通し」について、水道料金等審議会でご審議いただいた。

事業継続のために、**令和8年4月に平均改定率14.95%の料金改定を実施。**

（市民生活への影響を最小限に抑えつつ、料金算定期間(R8～12)経営可能となるもの）

今後は、**本審議会**で、**経営状況等**について、**継続的に評価**いただく。

また、経営に大きな影響を与える「**水道ビジョン**」や「**経営戦略**」などの、**経営に関する重要事項**について、**ご審議**いただく。

《参考》水道法施行規則第17条の4第5項「収支の試算については、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うこと」とされている

## 4 経営の見通しについて

### 1) これまでの経営状況（公共下水道事業及び農業集落排水事業）

下水道事業は、平成29年に法適化し、企業会計として経営。

これまで、加入促進を始めとして、職員数の適正化や整備構想の見直しによる事業費の抑制等、経営健全化に向けた取組に努めてきた。

汚水処理費用の一部を一般会計からの繰入れで補っている状況ではあるが、経営を継続している。

#### ◆ 下水道事業純損益・内部留保残高の推移

|        | R1     | R2    | R3     | R4    | R5    | R6    |
|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 純損益    | △0.2億円 | 0.5億円 | △0.1億円 | 0.1億円 | 0.7億円 | 0.4億円 |
| 内部留保残高 | 2.9億円  | 5.6億円 | 4.0億円  | 4.9億円 | 8.3億円 | 8.2億円 |

### ● 経費回収率向上に向けたロードマップ

令和6年度に有識者等による外部知見を活用しながら、下水道使用料の在り方の検討を行った結果、下水道使用料については、現状維持することとした。

※国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定

今後は、**本審議会**で**ご審議**いただき、**経営の適切性について検証**。